

会議結果報告書

令和元年5月29日

会議の名称	志木市情報公開・個人情報保護審議会委嘱状交付式及び 令和元年度第1回会議
開催日時	令和元年5月8日（水）15時00分～16時45分
開催場所	市役所 4階 第三委員会室
出席委員	竹前榮二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 西川和人委員、阿部眞治委員 伊藤武委員、大友万委員、清水賢三委員、羽賀佳和委員 （計 8人）
欠席委員	武藤貴洋委員、木下武久委員 （計 2人）
説明員職氏名	（収納管理課）芦野課長、神田主査、比嘉主任 （プレミアム付き商品券事業推進室）柳下室長、桜谷主査 （健康増進センター）大野所長、飯田主査 （保険年金課）柏木主査 （子ども家庭課）佐藤主事 （計 9人）
議題	1 委嘱状交付 2 会長の選出について 3 志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例規について 4 諮問事項 ・ショートメッセージによる催告業務委託 （収納管理課） ・志木市プレミアム付商品券事業に係る業務委託 （産業観光課 プレミアム付商品券事業推進室） ・風しん抗体検査無料クーポン等に係る業務委託 （健康増進センター） ・国保総合システム専用端末への接続（保険年金課） 5 報告事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（子ども家庭課） ・平成30年度志木市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について <p>6 その他</p>
<p style="text-align: center;">結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員に委嘱状を交付した。 ・委員の互選により、竹前榮二委員が会長に選任された。 ・会長職務代理に大貫結子委員が指名された。 ・ショートメッセージによる催告業務委託について、承認された。 ・志木市プレミアム付商品券事業に係る業務委託について、承認された。 ・風しん抗体検査無料クーポン等に係る業務委託について、承認された。 ・国保総合システム専用端末への接続について、承認された。 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について、報告が承認された。 <p style="text-align: right;">（傍聴者 0人）</p>
<p>事務局職員</p>	<p>菊池課長、仲野主幹、小山主査</p>
<p>審議内容の記録（審議経過、結論等）</p>	

1 開 会

2 委嘱状交付

- ・櫻井副市長より委嘱状を交付した。

3 あいさつ

- ・櫻井副市長あいさつ

4 自己紹介

- ・委員及び事務局職員自己紹介

5 会長及び会長職務代理の選出

(1) 会長の選出について

条例第6条第1項の規定に基づき、互選により竹前榮二委員が会長に選任された。

(2) 会長職務代理の選出について

条例第6条第1項の規定に基づき、大貫結子委員が会長職務代理に指名された。

(3) 志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例規について

事務局から新任委員向けに志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要や、情報公開・個人情報保護制度の違い等について説明を行った。

(4) 【諮問事項】

- ・ショートメッセージによる催告業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】（収納管理課）

〈説明員〉

昨年度導入した電話による催告業務委託に付随するシステムであり、携帯電話に納期限等のメッセージを送るものである。対象者は滞納整理システムより抽出する。データは暗号化される。

〈質疑応答〉

委員) 架空請求と誤認されないか。情報漏洩よりも信頼性について気になる。

説明員) 広報紙やホームページ、町内会等をとおして周知していく。

委員) 電話番号はどのように入手するのか。督促や催告との兼ね合いは。

説明員) 確定申告等の書類から電話番号を入手する。昨年度から実施している自動音声催告システムで登録している約300件のうちショートメッセージを送信できるのは約150件程度となる。ショートメッセージは滞納処分ではなく、あくまでもお知らせである。

委員) 信頼される情報と認識してもらえるのか。

説明員) 電話番号は公的な機関のものとなっている。

委員) 返信はできるのか。

説明員) メッセージの返信はできない。電話はできる。

委員) USBを介しての情報移動となっているが紛失等の可能性は。

説明員) USBは金庫で保管している。基幹系PCから抽出したデータをUSBに保存し、

他のPCへ移動させるので、執務室内を移動するだけである。

委員) 先進導入自治体で、悪用された等の報告はあるか。

説明員) 詐欺等に間違われたとの報告はない。

・志木市プレミアム付商品券事業に係る業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(プレミアム付商品券事業推進室)

<説明員>

令和元年10月の消費税・地方消費税率引き上げが低所得・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券の発行を行うにあたり業務委託を行うものである。低所得者については市で導入している(株)ジーシーによる税システムから抽出する。非課税世帯については抽出後、対象となるか確認する必要がある。子育て世帯については、自動抽出する。

<質疑応答>

委員) ラベルシートを作成するのか。

説明員) 窓付き封筒に用紙を封入する。

委員) 委託業者にアクセスの制限を設けるのか。

説明員) 契約の中で制限していく。

委員) 再委託はあり得ないのか。

説明員) あり得ない。

委員) 各課の連携はどのようになっているのか。

説明員) 申請書は課税課から送付する。

委員) どの課からデータを抽出するのか。

説明員) 税システムを受注している(株)ジーシーが行う。

委員) (株)ジーシー内でデータが移動するのが怖い。

説明員) 使用するデータを絞る。

・風しん抗体検査無料クーポン等に係る業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(健康増進センター)

<説明員>

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し風しん抗体検査無料クーポン通知等とともに送付するため、封入・封緘作業等を委託するものである。

<質疑応答>

委員) 封筒については

説明員) 窓あき封筒を使用する。

委員) 個人情報の取扱いについては十分気をつけてほしい。

- ・国保総合システム専用端末への接続

【個人情報保護条例第16条の規定による諮問】(保険年金課)

<説明員>

県が広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を行うことが可能となり、現在市町村に設置している国保総合システム専用端末を県に設置し、レセプト情報等を閲覧するものである。

<質疑応答>

委員) 県が市の情報を閲覧することで、国保の加入者は便利になるが、個人情報流出のリスクは高まる。市民にメリット・デメリットを知らせるための何らかの周知をする必要があるのではないか。

委員) 市民への周知は検討しているのか。

説明員) 検討中である。

委員) 広報等により市民へ周知して行ってほしい。

委員) 県へも懸念についてあげてほしい。

(5) 【報告事項】

- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(子ども家庭課)

<説明員>

令和元年10月の消費税・地方消費税引き上げに伴う臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。原則として、児童扶養手当の現況届の手続きとあわせて申請を行うものである。

<質疑応答>

委員) 申請書によるものであり、リストアップするものではないという認識でよいか。

説明員) 児童扶養手当のデータからリストを作成するものではない。

- ・平成30年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

<説明員>

平成30年度の運用状況の概要を以下のとおり説明する。

- ・公文書公開請求処理状況

受理	対象情報	公開	部分公開	非公開(内不存在)	存否拒否	取下げ
44件	117件	36件	62件	19件(18件)	0件	1件

・個人情報開示請求処理状況

受理	対象情報	開示	部分開示	不開示(内不存在)	存否拒否	取下げ
8件	13件	3件	6件	4件(0件)	0件	1件

・情報公開・個人情報保護審査会開催状況

開催回数…1回、諮問件数(不服申立)…1件

・情報公開・個人情報保護審議会開催状況

開催回数…2回、諮問件数…3件

<質疑応答>

委員) 公文書公開請求で非公開情報の数が多いがなぜか。

事務局) 団体による開示請求が多かったためである。

委員) 個人情報開示請求で法令秘情報とはどのようなものか。

事務局) DVに係る事案についてのものである。

(その他)

事務局) 次回審議会の開催は、2月ごろに開催予定である。